

横浜市屋外広告物制度の見直しについて、市民の皆様のご意見を募集します！

制度を見直す趣旨

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

現在、プロジェクションマッピングなどの映像技術の進展に対応するため、新しい屋外広告物の種類を規定する必要性が生じています。これらの屋外広告物は主にイベントで掲出されることが多く、フラッグやのぼり旗等の屋外広告物とともにまちの賑わいを形成しており、より一層の活用が求められています。

また、他都市において老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められています。このため、屋外広告物が適正に管理がなされるよう規制を強化し市民の安全確保を図ります。

主な改正点

- (1) 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- (2) まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準を適用せず、許可も不要とします（投影広告物を含む。）。
- (3) 3年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。
- (4) 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

※詳細はホームページをご覧ください。

横浜市屋外広告物 意見募集

検索



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/boshu.html>

意見募集の概要

【募集期間】 令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

【提出方法】 ホームページ又は配布場所にある資料中の「意見投稿用紙」を次のいずれかの方法により御提出ください。

- ①持参：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 29階
都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当
- ②郵送：上記の住所にお送りください。
- ③F A X:045-550-4935
- ④電子メール：tb-okugai@city.yokohama.jp

【配布場所】 市役所市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、都市整備局景観調整課で資料を配布しています。

今後の予定

令和3年5月 市民意見募集の結果公表

令和3年9月 市会に横浜市屋外広告物条例改正議案を上程

お問合せ先

都市整備局景観調整課長 吉田 和重 Tel 045-671-2006